

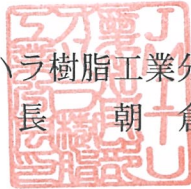
2021年 2月 22日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



貴社従業員代表者の選出について

貴社令和3年2月19日付「従業員代表選出について」と題する書面を頂きましたが、何度も申し上げるように、当労組が承認もしていない、責任能力もない「代理人」からの回答は今後為さらないよう強く求め、下記について尾原社長ご自身による積極的な回答を求めます。

記

1 上記書面の中で「本社工場につきましては、別途「告示」を掲示し、立候補者の募集及び選挙を行う」と又もや従業員代表者選出について一切の手続きを一方的に貴社が決め、「告示」を強行されようとしています。

いったい貴社は、会社代表者を選ぼうとされているのか、それとも労基法が求める「従業員代表」を選出しようとしているのか、どちらなのかと言いたくなります。

従業員が従業員代表を自主的に選出すると積極的に求めているのですから、貴社が口出しする関係にはありません。

もし貴社が、従業員代表を貴社が選出されると言われるのであれば、本末転倒であり、法が求める従業員代表ではなくなってしまいます。

重ねて従業員代表を従業員に選出させるよう強く要求致します。

2 協定の締結にあたり、仮に都道府県を跨ぐ全国展開の拠点や事業場がある場合や、近郊の事業場でも全く業種・業務形態が異なれば、事業場単位を選択には合理性があるかもしれません。重ねて何故に事業場単位で協定等を締結する必要があるのか、明快なご回答を再度求めます。

以 上